

令和6年度沖縄県マリンタウンMICEエリア形成に向けた調査検討業務 企画提案応募要領

沖縄県では、「沖縄県マリンタウンMICEエリア形成に向けた調査検討業務」を公募型プロポーザルにより実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1. 業務名

令和6年度沖縄県マリンタウンMICEエリア形成に向けた調査検討業務

2. 業務目的

沖縄県は、「マリンタウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興」を重要施策に掲げ、国際的なMICE開催地としてのブランド構築及び関連産業の成長発展を目指した取組を推進している。

さらに観光分野の基本計画となる第6次沖縄県観光振興基本計画を2022年度に策定し、MICE振興によるビジネスツーリズムを沖縄観光の新機軸の1つに位置付け、MICE振興の取組の強化を図ってきたところである。

引き続き、全県的なMICE振興を図るとともに、マリンタウンMICEエリアにおいては、新たに大型MICE施設及びその他付帯機能を一体的に整備することによって、マリンタウンMICEエリア全体でMICEの受入体制の構築と、エリア全体をインタラクティブに活用できる空間の形成を図り、将来的な東海岸地域全体の振興、県土の均衡ある発展に繋がるエリアとなることを期待している。

加えて、脱炭素をはじめとしたSDGsや、DXなどに対応したエリアを形成することで、経済活性化の起爆剤として県全体に波及することも視野に入れている。

上記を踏まえ、沖縄県においては、マリンタウンMICEエリアにおける大型MICE施設の整備運営に加え、民間の資金とノウハウを活用することによって周辺の県有地を活用した宿泊施設の整備やその他の必要な機能の導入、公共施設等の一体的な運営等を行うことにより、面的に魅力度の高いエリアの開発とその運営を行うことを目指している。

本業務においては、マリンタウンMICEエリアの課題の抽出、世界から選ばれるMICE開催地としてのブランド構築や官民連携等による地域経済の好循環などに資する先進事例調査を実施し、他地域との差別化を目指したエリアマネジメント導入に向けた具体的な手法を検討する。

3. 委託業務内容

- (1) マリンタウンMICEエリア形成の実現に向けた調査検討
 - (2) エリアマネジメント実施体制等の検討
 - (3) マリンタウンMICEエリアの魅力向上に資する技術・サービスの実装に向けた検討
 - (4) マリンタウンMICEエリアのエリアマネジメント導入に向けた工程表の作成
- 詳細は「委託仕様書」参照のこと。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月20日(木)まで

5. 予算額

14,246,000円(消費税10%込み)の範囲内

6. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) まちづくり又はエリアマネジメントに係る企画提案、計画策定及び調査・分析等のコンサルティング能力を有すること。
- (5) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割当て、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 過去5年間に、国・地方公共団体等における同種の受託実績を有すること。
※同種の定義：まちづくり又はエリアマネジメント業務等
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格（1）及び（2）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格（3）の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（4）～（6）の要件を満たす者であること。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

7. 応募の手続き

- (1) 応募様式等の配布：沖縄県公式ホームページへの掲載
- ア 掲載場所：沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」及び「MICE推進課」サイト
 - イ 応募期間：令和6年5月24日（金）から令和6年6月21日（金）まで
- (2) 応募に係る質問
委託仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式10】を記入し、電子メールにより提出すること。
- ア 受付期限：令和6年6月7日（金）17時（厳守）
 - イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 施設整備班
電子メールアドレス [machidmn@\[\]pref.okinawa.lg.jp](mailto:machidmn@[]pref.okinawa.lg.jp)（送信の際には@[]を除くこと）
※メールにて送付、MICE推進課あて電話にて受信確認を行うこと。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は随時、MICE推進課ホームページへ掲載する。
※最終回答は、令和6年6月12日（水）17時までに行う。
- (4) 応募書類等の提出
応募書類等の提出は、次により持参又は郵送にて提出すること。
持参する場合は、事前に電話連絡すること。
また、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。
- ア 提出期限：令和6年6月21日（金）17時（厳守）
 - イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE推進課 施設整備班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
電話番号 098-866-2077 F A X 番号 098-866-2264
 - ウ 提出書類：下記8に定める書類（ただし、(9)、(11)～(12)は必要に応じて提出。(10)は不要

エ 提出部数：10部（正本1部と副本9部）
※A4フラットファイル等にファイリングすること。

- (5) 担当
沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 施設整備班 町田
TEL：098-866-2077
E-mail：machidmn[@]pref.okinawa.lg.jp（送信の際は、@[]を除くこと）

8. 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】
(2) 企画提案書・・・【様式2】
※1 A4版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。
(3) 会社概要・・・【様式3】
※併せて、会社紹介パンフレット等の提出も可とする。
(4) 積算書・・・【様式4】
積算書の費目については、各積算費目の内訳と単価を記載し、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費（事務局の人件費）

[参考] 沖縄県見積基準日額

統括担当者（49,900円）、専門員A（36,500円）、専門員B（27,900円）

統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。

また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

・報償費（有識者等謝金）

・旅費

・印刷製本費

・通信運搬費（郵便料等）

・その他（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）

ウ 再委託費

エ 一般管理費

応募者規定による。ただし内訳を説明すること。

内訳を説明しがたい場合は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100とすること。

オ 消費税

旅費等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※1 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (5) 事業計画・・・【様式5】
本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は【様式5】と明記すること。
(6) 委託業務の執行体制・・・【様式6】
(7) 実績書・・・【様式7】
(8) 誓約書・・・【様式8】
(9) 共同企業体構成書・・・【様式9】
(10) 質問書・・・【様式10】
(11) 共同企業体協定書（写し）【様式任意】
(12) その他提案に関する資料【様式任意】

9. 見積に関する要件

- (1) 提案にあたっては、総額14,246千円（消費税込み）を上限として見積もること。
なお1円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。
(2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。なお、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、協議の上、改正後の税率により定めるものとする。
(3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

10. 提案の審査・選定等

受託事業者の決定については、上記8の書類に基づく書類審査（一次審査）を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する。

また、二次審査においては、必要に応じ提案者によるヒアリングを行う。

ヒアリングの実施については、一次審査の結果通知に合わせて連絡する。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

11. 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

12. スケジュール

令和6年5月24日（金）公募開始

令和6年6月7日（金）質問書の提出期限

令和6年6月21日（金）応募書類等の提出期限

令和6年6月25日（火）一時審査結果通知

令和6年7月2日（火）（予定）企画提案選定委員会による二次審査

※二次審査のヒアリングにおいて、パソコン等を使用する場合はその旨報告すること。

13. その他の注意点

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日、沖縄県から照会を行うことがある。
- (3) 提出書類の作成及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定は、企画提案された内容を総合的に評価し決定するため、個別事業の実施にあたっては、県と委託予定業者間で協議のうえ、必要な是正を行い実施するものとする。
なお、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付するものとする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (8) 事業終了時には、証票を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) その他詳細は、「業務委託仕様書」による。

（※）契約保証金について（抜粋）

地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

沖縄県財務規則第101条第2項

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地

方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

14. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 施設整備班 町田

E-mail : machidmn[]@pref.okinawa.lg.jp（送信の際は、@[]を除くこと）

電話番号098-866-2077 / F A X 番号098-866-2264